

第14章 知的財産権

ベトナムでは2005年11月に知的財産権法が国会を通過し、2006年7月1日から施行されている。その後、2009年6月に一部が改正され、改正法は2010年1月1日に施行されている。そして、2022年6月に知的財産権法改正の法案が国会を通過し、改正法（Law No.07/2022/QH15）が2023年1月1日に施行されることになった。なお、この改正法はLaw No. 36/2009/QH12及びLaw No. 42 /2019/QH14により一部の改正及び補足がされた知的財産法（Law No. 50/2005/QH11）の諸条項を改正、補足する法律となっている。

1. 知的財産権の保護

(1) 知的財産権の侵害

近年、ベトナムでは知的財産権制度の整備が急速に進んだものの、未だに不備な面が残されている。更に制度が存在しても、運用面での対応が期待できず、外国の投資家にとっては、知的財産権の保護とそれによる利益の回収に懸念を抱かざるを得ない状況にあった。とりわけ、日系製品の模倣品流通が後を絶たず、知的財産権の保護対策の強化が望まれていた。

(2) 知的財産権に関する法体系と法改正

ベトナムは、工業所有権保護に関するパリ条約、標章の国際登録に関するマドリード協定、特許協力条約、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約（2004年6月署名）などの国際条約にも加盟しており、知的財産権の保護に関する義務を負っている。

2001年12月に発効した米越通商協定では、WTO加盟を目指した国内司法制度整備や「知的所有権の貿易関連の協定」（TRIPS協定³）に準拠した保護法制に改めることを定めたことから、WTOへの加盟を最重要課題として、国際的な知的所有権の保護慣行に沿う形での国内法体系の整備を急いだ。

そのような状況の下、2006年7月に知的財産権法が施行された。従来、知的財産権保護に関する法規は、民法典上的一部として規定されていたが、知的財産権法では独立した法律（6部18章、222条）として原則的にTRIPS協定などの世界標準に依拠した内容となっている（なお、その後ベトナムは2007年1月に正式にWTOに加盟）。また、2019年1月に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟に伴い、同年6月、同協定の規定と平仄を合わせるための知的財産権法の改正法（特許権新規性喪失要件の変更、電子出願に関する規定の追加など）が可決された。

³ Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

図表 14-1 知的財産権に関する法執行の概要

権利執行機関とその対象	知的財産権庁 :	国家知的財産庁 (NOIP)
	所管警察 :	公安 (経済警察)
	税関での差し止め対象 :	知的財産権侵害品の輸出入
	専門当局 (適用条件) :	科学技術省 (MOST) 市場管理局 (MMB)
侵害に対する救済手段	特許権 :	行政、民事及び刑事
	意匠権 :	行政、民事及び刑事
	商標権 :	行政、民事及び刑事
	著作権 :	行政、民事及び刑事
知的財産裁判の仕組み	第一審 :	管轄裁判所及び省級裁判所 (経済裁判所)
	特別裁判所 :	なし
主な海賊版・模倣品の例	映像・音楽媒体、ソフトウェア、医薬品、化粧品、電子製品、靴、スポーツ用品・スポーツウェア、鞄・皮革製品、自動車部品、電化製品、時計、ブランドTシャツ・ズボン・下着、中国からの輸入衣類	

(出所) JETRO 「アセアン・インド知財保護ハンドブック」(2012年8月) より作成

今回の知的財産法改正により、主に以下の改正が行われた。

- ・ 公表著作物の使用に関する規定
- ・ 保護証書の効力の終了及び保護証書の無効に関する規定
- ・ 工業所有権代理人の責任、工業所有権代理人としての実務に係る条件に関する規定
- ・ 著作権・隣接権の登録書類及びその書類の提出方法 (オンライン公共服务ポータルまたは郵便サービスを通じて書類を提出する方法を補充)
- ・ 周知商標の定義及び認定方法に関する規定

また、新たに導入された主な規定は以下の通りである。

- ・ 国家予算を使用するプロジェクトにおける発明・意匠のプロジェクト管轄機関による出願
- ・ 特定の著作人格権の当事者の合意による譲渡 (例として著作物命名の合意など)
- ・ 音商標
- ・ 権利保護のための技術的措置の適用 (権利保護のための技術的措置とは、著作権所有者・隣接権所有者の許可なく行われた行為に対する著作権・隣接権を保護することを主たる機能として、通常の動作中に任意の技術、機器またはコンポーネントを使用する措置)
- ・ 工業所有権登録出願に対する異議に関する規定
- ・ 審査及び監督を行う際に、輸入・輸出される商品が知的財産の偽造品であると疑う明確な理由がある場合の税関当局の通関手続の停止権

(3) 知的財産権認定のための手続

知的財産権法では、著作権、著作権に関する権利、工業所有権（創作または所有する発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示）、植物品種に係る権利と権利保護が規定されている（第1条、第4条）。

所轄官庁は、科学技術省・国家知的財産庁であり、文化スポーツ観光省、農業環境省が協力して国家管理を実施することと規定されている（第11条）。

各権利の登録には所轄官庁への申請書を出願し登録することが要件となり、登録出願により認定された内容だけが、権利侵害のあった場合に各権利が自己の所有であることを証明する必要なく、保護される（第49条など）。

一般的に、登録出願については、先願主義が認められており、条件を満たした申請書の中で最先の出願日を有する出願に対して証書が発行される（第90条など）。

2. 保護対象の知的財産権

保護の対象となる知的財産権は次の通り。

図表 14-2 ベトナムにおいて保護される知的財産権

知的財産権	保護対象	認定手続	保護期間
著作権	文学・芸術・学術作品 コンピュータ・プログラム 及びデータ編集物	出願→審査→登録証の交付 →登録→登録証交付の決定 の公告（官報掲載） ^(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・人格権：無期限（財産権の保護期間と同様となる著作物を公表する権利を除く） ・財産権： <ul style="list-style-type: none"> - 映画、写真、応用美術及び匿名の著作物：最初の公表から75年 - 25年以内に公表されなかった著作物：著作物の作成から100年 - その他の著作物：著作者の生存期間中及びその者の死亡の年から50年間
著作権に関する権利	実演、録音、放送番組などの電送に係る組織・個人	出願→審査→登録証の交付 →登録→登録証交付の決定 の公告（官報掲載）	実演固定、公表または放送から50年
工業所有権	発明、工業意匠、半導体集積回路の回路配置、営業秘密、商標、商号及び地理的表示	出願→方式審査→出願公開 (官報掲載)→実体審査 ^(注2) →保護証書の発行→登録	<ul style="list-style-type: none"> ・発明特許：出願日から20年 ・実用新案特許：出願日から10年 ・工業意匠権：出願日から5年（5年ずつ2回更新可） ・半導体集積回路の回路配置：出願日から10年 ・商標権：出願日から10年（10年ずつ更新可） ・地理的表示：無期限
植物品種	農業環境省が公布した政府保護植物体	出願→方式審査→出願公開 (官報掲載)→実体審査→保護証書の発行→登録	<ul style="list-style-type: none"> ・林木及びつる植物：発行日から25年 ・その他の品種：同20年

(注1) 著作権及び著作権に関する権利の登録出願は、著作権及び著作権に関する権利を取得するために必須の手続ではないとされている (Law No. 36/2009/QH12 第49条2項)。

(注2) 半導体集積回路の回路配置については実体審査は行われない (Law No. 36/2009/QH12 第114条2項)。

(出所) 知的財産権法 (Law No. 36/2009/QH12 及び Law No. 07/2022/QH15) より作成

3. 技術移転

技術移転に関しては、旧技術移転法 (Law No. 80/2006/QH11) に代わる新しい技術移転法 (Law No. 07/2017/QH14) が、2017年6月19日に国会で成立し、2018年1月1日より施行されている。当該技術移転法では、外国からベトナムまたはベトナムから外国への技術移転、国家資本が使われている技術移転などについて、原則として、当該移転に係る技術移転契約締結日から90日以内に当該移転契約を科学技術省または科学技術局（投資プロジェクトの承認機関などに応じて登録機関が異なる）に登録する義務を課している。また、一定の移転が制限される技術移転については、登録ではなく事前の技術移転許可の取得が必要となり、一定の移転が奨励される技術移転については、税制優遇の対象とされる。更に、当該技術移転法は、親子会社間や関係会社間で技術が移転される場合などは、技術移転価格が監査され税務関係規制を遵守している必要があると定めている。

4. 国際条約と国際評価

ベトナムは、先述の「1.知的財産権の保護」で述べた通り、工業所有権保護に関するパリ条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書、特許協力条約、文学・芸術作品の保護に関するベルヌ条約、植物の新品種の保護に関する条約などに加盟しており、そのほかにも世界知的財産機構（WIPO）が管理する多数の国際条約（衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約、レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約、実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関するローマ条約、WIPO 条約など）の加盟国となっている。

もっとも、ベトナムは、International Property Rights Index 2024 の知的財産権指数でも 125 の国・地域中 85 位⁴となっているなど、国際的な統計データでは、ベトナムの知的財産権の保護について改善の余地が大きいことが窺える。

ひとくちメモ 6： 日系企業が直面している課題とその対応

知的財産権の侵害の問題：日系企業からは、中国から日本企業製品の模造品が流入していたり、日本から輸入して無許可でロゴを使って営業している場合もある。模倣品の場合、中身の製品自体の質が悪く、時間が経てば偽物であることはすぐに分かるようであるが、パッケージの印刷技術は高く、見た目ではほとんど見分けが付かないとのことであった。決定的な対策は難しいようではあるが、当局に査察を働きかけ、犯人の特定や模造品の差し押さえなど、地道な対応をとるしかない。他方で、正式な店舗で本物を購入したいというベトナム人のニーズは高いため、実際に店舗を出店することで、模倣品や無許可営業の被害が減るケースも見受けられた。

ベトナム政府の取り締まりも近年強化されており、2025 年 5 月～2025 年 8 月の 3 か月間について、密輸・貿易詐欺・模造品・知的財産権侵害に関する集中取り締まりが実施されている。また、密輸・原産地偽装・模造品防止のために、商品の原産地を示すデータプラットフォームの構築も進められている。

⁴ <https://internationalpropertyrightsindex.org/>